

山形県立中央病院患者給食業務部分委託公募型プロポーザル実施要領

山形県立中央病院における患者給食業務を部分委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により選定するための手続き等について定める。

1 委託業務の名称

山形県立中央病院患者給食業務部分委託

2 発注者

山形県立中央病院 院長 鈴木 克典

3 委託業務実施場所

山形県山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院

4 委託業務の内容

「山形県中央病院患者給食業務部分委託仕様書」のとおり

5 委託期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

ただし、契約締結の日から令和8年3月31日までを、当該委託業務の準備期間とする。当該受託準備に係る費用は、受注者負担とする。

6 提案上限額

発注者が支払う委託料の年額上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとする。

（単位：千円）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
328,364	354,605	400,145	1,083,114

提案の際は、この上限額以内で見積額を提示すること。また、各年度においても上限額以内となるようにすること。

7 日程

令和7年10月24日（金） 現地説明会
令和7年10月27日（月） プロポーザル参加資格確認申請書提出期限
令和7年11月18日（火） 企画提案書提出期限
令和7年12月5日（金） 審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年12月12日（金） 審査結果通知

8 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 1年以上引き続き業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定

する者に該当する者を除く。))。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 委託業務を行うために、法令上必要となる次の基準を満たす者であることを証明できること。

医療法第15条の3第2項及び医療法施行規則第9条の10の基準

(8) 令和7年3月31日時点の直近5年以内において、許可病床数500床以上の病院（単科の病院を除く）で、病院患者給食業務を3年以上継続して履行した受託実績を有する者であることを証明できること。

(9) 受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。

9 参加資格の確認申請

プロポーザルに参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年10月27日（月）17時まで

(2) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 参加要件に係る申立書（様式1-2）

ウ 法人の概要（様式1-3）

エ 令和7年3月31日時点の直近5年以内において、許可病床500床以上の病院（単科の病院を除く）で、1の役務と同種の役務を3年以上継続して履行した受託実績を有する者であることを証する書面（様式1-4）

オ 決算書（直近3期分）

カ 医療法第15条の3第2項及び医療法施行規則第9条の10の基準を満たす者であること証する書面の写し

キ 代行保証が確認できる者であることを証する書面の写し

ク 山形県税の納税証明書の写し（県内に事業所等がなく、納付すべき税額がない場合も必須）

ケ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

コ 暴力団排除に関する誓約書（様式1-5）

サ 社会保険・労働保険加入状況一覧（様式1-6）

※ ク～サについては、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は提出不要とする。

(3) 提出場所

山形県立中央病院 事務部経営戦略課調達室

〒990-2292 山形県山形市大字青柳1800番地

電話番号023(685)2623 FAX番号023(685)2609

(4) 参加資格の確認結果は、令和7年11月7日（金）までに文書でファクシミリにより通知する。

10 現地説明会

現地説明会を次のとおり行う。なお、本プロポーザルに参加するためには、本説明会に必ず出席しなければならない。

- (1) 日時
令和7年10月24日（金）10時30分から12時
- (2) 集合場所
山形県立中央病院 3階会議室3 山形県山形市大字青柳1800番地
- (3) 参加申込
令和7年10月22日（水）17時までに、上記9(3)あてに、電話またはファクシミリで名称、参加人数、参加者の代表者名、連絡先の電話番号を連絡すること。（様式は任意）
- (4) 参加人数
1提案者あたり2名以内
- (5) 持ち物
現地説明会の参加者は、腸内細菌検査結果表（0-157の検査を含む）を提出するとともに白衣、帽子及び内履きを持参すること。

11 質問事項の受付

本業務委託についての質問は、「質問書（様式2）」により提出すること。

- (1) 提出期間
令和7年10月30日（木）17時まで
- (2) 質問方法
郵送、持参またはファクシミリによるものとする。
- (3) 回答期限
回答は、令和7年11月7日（金）までに上記9により、参加資格を有すると認められた全者に対し、ファクシミリで行う。

12 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
参加資格を有すると認められた者は「企画提案書（様式3）」を提出すること。企画提案書には、下記13(3)に掲げる項目について記載すること。
- (2) 受付期間
令和7年11月18日（火）まで（土、日曜日及び休日は除く）
- (3) 受付時間
9時から17時まで（正午から13時までのを除く。）
- (4) 提出部数
11部（正本1部、副本10部）
- (5) 提出方法
上記9(3)あてに持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。
- (6) 留意事項
ア 企画提案を辞退する場合には、速やかに企画提案辞退届出書（様式4）を提出すること。
イ 提出された企画提案書の内容の変更、差替え及び再提出は、受付期間終了後は認めない。
- (7) その他
提出書類は原則A4判、縦長、横書き、両面印刷を基本とする。A3判のものはA4判サイズ折りとする。企画提案書全体で20ページ以内とする。

13 審査委員会における審査

- (1) 審査方法
当院に設置する山形県立中央病院患者給食業務部分委託企画提案書審査委員会が審

査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションによる提案内容を評価し、順位を決定し、委託先候補として選定する。審査結果は、上記 7 に従い個別に各提案者に文書で通知する。

(2) プレゼンテーション

ア 期日

令和 7 年12月 5 日（金）

会場、開始時間、その他の詳細は企画提案者に対して別途連絡する。

イ 留意事項

提案者側の出席者は 4 名以内とし、準備・説明20分以内、質疑10分以内とする。

(3) 審査項目

下記に掲げる項目を基本として審査を実施する。

ア 総括的事項

- ① 会社の経営基盤及び経営状況
- ② 患者給食業務の受託実績
- ③ 業務代行保証

イ 患者給食業務の基本的な考え方

- ① 患者給食業務の基本的な考え方
- ② 食材及び食品納入業者の選定方針
- ③ 献立作成
- ④ 食数管理

ウ 業務運営体制

- ① 受託準備及び移行計画
- ② 業務従事者の確保及び配置計画
- ③ 管理・バックアップ体制

エ 従事者の育成

- ① 従事者の教育・研修に関する基本的な考え方

オ 患者満足度の向上

- ① 患者満足度の向上につながる食事の提供

カ 安全衛生管理体制

- ① 安全衛生管理に対する取組方針
- ② 従事者の健康管理及び感染症罹患時の対応
- ③ 異物混入、誤配膳等インシデント防止対策と発生時の対応

キ 危機管理体制

- ① 緊急時の対応・連絡体制
- ② 食中毒の予防や食品事故の防止についての取組と発生時の対応
- ③ 地震等、非常時における患者食の確保及び対応

ク 委託料見積書

- ① 見積額（令和 8 年度・令和 9 年度・令和10年度の年額管理運営費、年額食材料費を合算）

※ 管理運営費は、人件費、保健衛生費、通信費、消耗品費、事務用品費、クリーニング費、保険料、諸経費等を含んだ額

※ 食材料費は、1 食あたりの単価に予定食数を乗じた額

なお、予定食数は年間360,000食とする。

(4) 提案者が 1 者のみ又はいない場合の取扱

提案者が 1 者のみである場合でも審査委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できる時は、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

14 契約

発注者は、審査結果第1位の提案者を最優秀提案者として、本業務委託について協議を行い、協議が整った場合に、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調となった場合は、次順位の者と同様の協議を行うものとする。

15 欠格事項

次の各号に該当した場合、参加者は失格とする。

- (1) 公募要領等に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案の内容が提案上限額を上回るとき。

16 その他

- (1) 企画提案書作成のほか、公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 本業務に係る予算が成立しない場合には、この実施要領は効力を有しないものとする。
- (4) 企画提案書等の応募書類は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (5) 公募及び契約については、発注者の都合により中止、延期又は業務内容の変更をする場合がある。